

# 写真付き住基カード

運転免許証などと同様に公的証明書として利用できます

写真付き住基カードはもうお持ちですか？ 携帯電話の契約時に限らず、写真付き住基カードは信頼できる公的な証明書としてさまざまな場面で利用できます。

郵便局や銀行で新規口座を開設する場合などには、口座の不正利用を防止するため、公的な証明書により本人であることを確認することが法律で義務づけられています。

市町村が発行する写真付き住基カードは、このような場合に提示するだけで本人確認ができる公的な証明書として法令で定められています。

公的な証明書の提示はパスポートの申請や戸籍の届出などの際に求められます。また、官公庁の窓口に限らず民間企業でも、たとえばレンタルビデオを借りる時や、航空会社の各種割引運賃を利用する時、クレジットカードの契約をする時などに必要となります。

最近では、献血をする際にも身分証明書の提示が求められるようになりました。このように、写真付き住基カードを利用できる場面が増えています。

安心で確実な公的な証明書である写真付き住基カードを持ってみませんか？

▶ 平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで、  
住基カードの発行手数料を無料とします。



これまで住基カードの発行料として 500 円の手数料を負担頂いておりましたが、総務省からの新たな財政措置により、平成 20 年度からの 3 年度間は無料とします。また、5 月 1 日から戸籍法等の一部改正により、証明書請求の際に身分証明書を提示していただく事になりますので、この機会にぜひ住基カードを申請して下さい。

住基カードの申請時には、運転免許証等の本人が確認できるものと印鑑をご持参の上、住民福祉課住民係へおいで下さい。

☆お問い合わせ先 錦町役場住民福祉課住民係（電話 38 - 1112）まで

## 妊婦健康診査の公費負担の回数が増えます。

安全・安心な妊娠と出産をしていただくために平成 20 年 4 月から妊婦健康診査の公費負担の回数が以下のように増えます。

今まで

一般健康診査 2 回  
精密健康診査 1 回  
超音波検診  
(35 歳以上) 1 回



これから

妊婦健康診査 5 回  
(妊娠 16 週までに  
妊娠届出が必要です。)

3 月までに交付を受けた方で、4 月以降に出産予定の方についても差し替えをいたします。詳細については、保健センター（☎ 38 - 2048）にお尋ねください。